

来春、高校に進学予定の中学生・保護者のみなさまへ

高校生への支援

県では高校生に対して次のような支援を行っています。

①高等学校等就学支援金【返済は不要】

授業料に充てるために支給

対象：年収約 910 万円未満の世帯

(年収は目安であり、世帯の状況により異なります。)

②奨学のための給付金【返済は不要】

授業料以外の教育費を支援するために支給

対象：住民税所得割非課税世帯

【①②の制度に関する問い合わせ先】

・公立高等学校等について

新潟県就学支援金等支給事務センター 電話：025-280-5143

・私立高等学校等について

新潟県総務部大学私学振興課私学班 電話：025-280-5912

高校入学後に
申請

③新潟県奨学金【高校卒業後に返済が必要】

学業優秀であって経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸与

対象：年収約 790 万円未満の世帯

(年収は目安であり、世帯の状況により異なります。)

貸与月額：公立高校 18,000 円 私立高校 30,000 円 (自宅から通学する場合)

※連帯保証人 1 名と保証人 1 名が必要です。

新潟県奨学金については、高校入学後の申込みも可能ですが、**中学 3 年生は 11 月に予約申込みができます**。希望する場合は、**募集要項を確認**のうえ、在学する中学校に申込書等を提出してください。

提出期限：令和 6 年 11 月 18 日 (月)

募集要項は下記 Web サイト「新潟県奨学金ガイド」から確認できます。

新潟県教育委員会

教育庁 高等学校教育課 審査調整・奨学金係

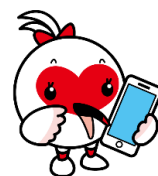
〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1

TEL 025-280-5638 (受付時間：土日祝日を除く 8:30～17:15)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/1222020128706.html>

新潟県奨学金ガイド

検索



奨 学 金 貸 与 申 込 書（高校・予約）

令和 年 月 日

新潟県教育委員会 様

新潟県奨学金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。
なお、記入事項は事実と相違ありません。

申込者（自署）	在学学校	立		
	フリガナ		住 所	〒
	氏 名	(男 ・ 女)		
	生年月日	年 月 日		
	電話番号		携帯電話番号	
連帯保証人（自署）	フリガナ		住 所	〒
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	続 柄	申込者の
	電話番号		携帯電話番号	
	勤務先	(名称)		

※連帯保証人：申込者本人が未成年者の場合は親権者又は後見人、成年の場合は父母兄弟又はこれに代わる者
※貸与を受ける際は連帯保証人のほかに、保証人1人を立てること。

【奨学金貸与を希望する理由】（修学の意欲等を申込者本人が具体的に記入すること。）

.....

.....

.....

同一生計の家族状況 ※申込者本人については記入不要。続柄は申込者本人からみた関係を記入すること

続柄	氏 名	年齢	職 業	続柄	氏 名	年齢	職 業

(裏 面)

【所得要件確認欄】

所得金額

保護者(父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人)の1年間の所得金額

◎**給与所得等**については、下表により年間総収入金額から所得金額を計算すること

年間総収入金額：給与収入(課税証明書記載の支払金額)、失業給付、年金収入の合計額

保護者2人の年間総収入金額は合算せず、1人ずつ計算すること

年間総収入金額(1万円未満切捨て)	所得金額(1万円未満切捨て)
329万円以下の場合	一律0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額×0.8-263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額×0.7-223万円
879万円以上の場合	年間総収入金額-486万円

◎**上記以外の所得**については、「課税証明書記載の所得額」を所得金額とすること(1万円未満切捨て)

保護者① 氏名	万円
保護者② 氏名	万円
所得金額合計(A)	万円

特別控除額

就学者控除※	続柄	氏名	在学学校名	学年	通学別	特別控除額
	本人	本人分控除(一律28万円)				28万円
			立	学年	自宅・自宅外	万円
			立	学年	自宅・自宅外	万円
			立	学年	自宅・自宅外	万円
			立	学年	自宅・自宅外	万円
(以下の欄は控除を希望する場合に記入)						
その他控除	母子・父子世帯(一律49万円)					万円
	障害のある人がいる世帯(1人につき86万円)					万円
	長期療養者がいる世帯(実費)					万円
	主たる家計支持者が別居している世帯(実費。71万円限度)					万円
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯(実費)					万円
※就学者控除欄は申込時の家族状況を記入すること。					特別控除額合計(B)	万円

該当する所得基準額の横に☑をして認定所得金額が所得基準額以下であることを確認

世帯人数	所得基準額
2人	229万円 ☐
3人	264万円 ☐
4人	286万円 ☐
5人	307万円 ☐
6人	325万円 ☐
7人	341万円 ☐
8人	357万円 ☐

≥

認定所得金額(A-B)
万円

新潟県奨学金 所得要件（高校・予約）

申込者の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後见人）の1年間の「認定所得金額」が「所得基準額」以下であること。

1 認定所得金額

以下の(1)の「所得金額」から(2)の「特別控除額」を差し引いた金額を認定所得金額とする。

(1) 所得金額

ア 給与所得等の場合

下表により年間総収入金額から所得金額を計算する。

なお、年間総収入金額は、給与収入（課税証明書記載の給与収入）、失業給付、年金収入の合計額とする。

年間総収入金額（1万円未満切捨て）	所得金額（1万円未満切捨て）
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	年間総収入金額－486万円

イ 前記ア以外の所得の場合

課税証明書記載の所得額を所得金額とする。（1万円未満切捨て）

なお、課税証明書記載の所得額がマイナスである場合、所得金額は0円とする。

(2) 特別控除額

裏面の「特別控除額表」のとおり

2 所得基準額

世帯人数	所得基準額	備 考
2 人	229万円	・世帯人数とは、同居別居にかかわらず、申込者と生計が同じ人（同一生計）の人数であり、独立していて別生計にある兄弟姉妹・祖父母などは含めない。 ・世帯人数が8人を超える場合は、1人増すごとに16万円を世帯人数8人の所得基準額に加算する。
3 人	264万円	
4 人	286万円	
5 人	307万円	
6 人	325万円	
7 人	341万円	
8 人	357万円	

特別控除額表

	特 別 控 除 額			
就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人あたり) ※本人を含む ※予備校、各種学校、防衛大学校、 海上保安大学校、職業訓練校、 専修学校一般課程等は対象外	本人分控除		一律28万円	
	小 学 校		8万円	
	中 学 校		16万円	
			自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
	高 等 学 校	国・公立	28万円	47万円
		私 立	41万円	60万円
	高等専門学校	国・公立	36万円	55万円
		私 立	60万円	80万円
	大 学 ・ 短 大	国・公立	59万円	102万円
		私 立	101万円	144万円
母子・父子世帯	専修学校	高等課程	国・公立	17万円
		私 立	37万円	46万円
	専修学校	専門課程	国・公立	22万円
		私 立	72万円	112万円
母子・父子世帯	49万円			
障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき 86万円 ※証明書類必要（障害者手帳の写しなど）			
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 診療代・治療代・医薬品代等に関し、 <u>食費等は対象としない。</u> ※証明書類必要（直近3か月分の領収書の写しなど）			
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額（71万円を限度とする）。 住居費・光熱水道費等に関し、 <u>交通費・食費等は対象としない。</u> ※証明書類必要（直近3か月分の領収書の写しなど）			
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は、生活費を得るための基本生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。 ※証明書類必要（被害を受けたことを証明する書類及び支出増又は収入減の金額が分かる書類）			

※該当する控除事由が2つ以上ある場合は、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。

令和7年度
新潟県奨学金
予約奨学生募集要項
《高校》

申込受付期間 令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金)(当日消印有効)

上記は、新潟県教育委員会の申込受付期間となります。
学校への提出期限が別途設けられている場合がありますので、
在学学校にご確認ください。

※ この奨学金は、返還が必要な「貸与型（無利子）」の奨学金です。

新潟県教育委員会

お問い合わせ先

新潟県教育庁高等学校教育課審査調整・奨学金係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5638（直通）

（受付時間）8時30分～17時15分 ※土曜、日曜、祝日を除く

1 趣旨

教育の機会均等を図るため、人物・学業ともに優秀であって経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸与し、在学中勉学に専念できるよう支援する。

2 申込資格

保護者が新潟県内に居住しており、令和7年4月に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下、「高等学校等」という。）への進学を希望する者で、下記の（１）～（３）のいずれにも該当し、経済的理由により修学が困難な者であること。

（１）次のいずれかに該当する者であること

- ア 令和7年3月に中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部（以下、「中学校等」という。）を卒業又は修了見込みの者
- イ 国の中学卒業程度認定試験（以下、「中卒認定」という。）に合格した者（ただし、以前に高等学校等へ入学したことがある者は除く）

（２）成績要件

中学校等における第1学年から申込時（2学期制導入校は3年生前期、それ以外は3年生1学期）までの学習成績の評定を、全履修科目について平均した値が3.0以上（5段階評価）であること。

※ 高等学校等へ入学した後に申込を行う在学募集では、成績を問わない選考もあります。

（３）所得要件

保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の認定所得金額が、所得基準額以下であること。（別紙「新潟県奨学金所得要件」を参照）

【進学先に関する留意事項】

高等専門学校へ進学した場合は貸与の対象外となります。高等専門学校への進学を希望する場合は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金が利用可能です。

3 採用予定人数

令和7年度予算成立後確定

4 奨学金の貸与月額

国公立		私 立	
自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
18,000 円	23,000 円	30,000 円	35,000 円

5 奨学金の貸与期間

令和7年4月から在学する学校の最短修業年限の終期まで

6 提出する書類（提出した書類は返却しないので注意すること。）

※ やむを得ず申込期間内に提出書類がそろわない場合は、「奨学金貸与申込書」を先行して提出し、不足書類は取得後速やかに提出すること。

☐ 奨学金貸与申込書

保護者の収入等に関する以下の証明書

（父及び母のもの。母子家庭の場合は母のもの。父子家庭の場合は父のもの。前記以外の場合は後見人のもの）

<全員必ず提出>

☐ 市町村役場が発行した令和6年度(令和5年所得分)課税証明書(原本)

（収入や所得が記載されたもの。無職無収入であっても提出すること。源泉徴収票の写しや確定申告書の控えの写しは不可）

<該当がある場合に提出>

☐ 年金受給者の場合……………令和5年分の年金受給額が分かる書類（公的年金等の源泉徴収票の写し、年金額改定通知書の写し等）

☐ 雇用保険受給者の場合……………雇用保険受給資格者証の写し

☐ 奨学生推薦調書（中学校等が記入）

※ 中卒認定合格者は、奨学生推薦調書に代えて、中学校卒業程度認定試験合格認定証書の写しを提出すること。

7 提出先

在学する中学校等の奨学金担当窓口

（中卒認定合格者は新潟県教育委員会へ直接提出すること）

8 採用候補者の決定及び通知

令和7年1月下旬に学校長を経て通知する予定

（中卒認定合格者は新潟県教育委員会から直接通知）

9 奨学金の貸与時期

初回の貸与は令和7年5月末（4月～6月の3か月分）の予定

10 連帯保証人及び保証人

貸与を受ける際は、連帯保証人（原則父又は母）1人及び保証人（本人、連帯保証人と世帯を異にし（原則別住所）、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡が取れる者で原則64歳以下の者）1人を立てること。

保証人は、本人及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければならないが、返還すべき金額が請求額の2分の1であることを主張できる（「分別の利益」）。また、本人に資力があることが証明できれば、本人に対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、本人に請求していない分を請求されたときは、まず本人に対して請求するよう主張できる（「催告の抗弁権」）。

なお、保証人に 65 歳以上の者しか選任できない場合は、申立書及び市町村役場発行の課税証明書を添付することにより、65 歳以上の者を保証人として選任することができる。

11 奨学金の返還

奨学金の貸与終了後、「借用証書」を提出すること。その際にも連帯保証人及び保証人による署名及び実印の押印が必要となる。

奨学金は無利子であるが、最長15年以内に返還しなければならない。奨学金の返還方法には年賦(年1回、12月に返還)と半年賦(年2回、6月と12月に返還)があり、借用証書提出時に選択することができる。また、貸与総額に応じて、1年間に返還しなければならない金額(基準最低年賦額)が決められている。

返還時期に納入通知書を送付するので、金融機関の窓口で納入すること。

なお、奨学金返還時において大学等在学中、病気療養中、世帯年収 300 万円以下など一定の事由に該当し、返還猶予願を提出した場合は、返還を猶予する。

< 返還例 > (3 年間貸与を受け基準最低年賦額で返還する場合)

区 分	貸与月額	貸与総額	年間返還額	返還年数
国公立 自宅	18,000 円	648,000 円	50,000 円	13 年
国公立 自宅外	23,000 円	828,000 円	70,000 円	12 年
私 立 自宅	30,000 円	1,080,000 円	90,000 円	12 年
私 立 自宅外	35,000 円	1,260,000 円	100,000 円	13 年

大学や専門学校への進学を考えている中学生・保護者のみなさまへ

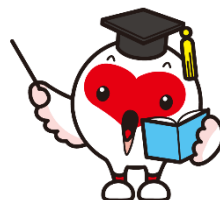
学費のことで大学や専門学校への進学をあきらめずにすむように

高等教育の 修学支援新制度

経済的理由で大学や専門学校へ進学することをあきらめずにすむように、学費と生活費をトータルでサポートする「高等教育の修学支援新制度」が始まっています。

この制度には、次の2つの支援があります。

- 大学や専門学校の授業料・入学金の減免
- 返済不要の給付型奨学金の支給



この制度を利用すれば、最大で年間約 91 万円の奨学金を受け取りながら、年間約 70 万円の授業料が減免されます。

申込みは、高校3年生になってから学校で行います。

家庭の収入により、支援対象かどうか、どの程度の支援額を受けられるのかが決まります。

詳しくは、文部科学省特設サイトをご覧ください。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



※このリーフレットは、令和6年10月現在の情報に基づき作成しています。
制度内容は変更となることがあります。

新潟県教育委員会

教育庁 高等学校教育課 審査調整・奨学金係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5638（受付時間：土日祝日を除く 8:30～17:15）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/1222020128706.html>

新潟県奨学金ガイド

検索

